

第3章

計画の理念と施策体系

(1) 理念

多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会づくり

住み慣れた地域において、家族や地域での「ふれあい」や「つながり」を大切にしながら、いつまでも安心して暮らし続けることは、誰もの共通した願いです。

普通に生活するために様々な支援が必要な状態になって（であって）も、住み慣れた地域において、個人として尊重されながら、これまでと変わらない「その人らしい安心のある自立した生活・人生」を送ることが望まれています。

このためには、地域での生活を支える地域の医療・保健・福祉・介護機関による制度化されたサービスと制度の外にある福祉サービス（以下、「制度外サービス」という。）とが整備・充実され、地域において一人ひとりのニーズに沿った福祉サービスが包括的かつ継続的に提供される地域包括ケアシステムが必要です。

その実現のためには、地域での支え合いによる制度外サービスの普及・拡大といった、地域社会を基盤とした福祉（地域福祉）の推進（※）が不可欠です。

またそれは、伝統的な互助機能が低下し、住民相互のつながりが弱くなったといわれる中、住民相互の豊かな人間関係を回復し、コミュニティの再興につながるものとも期待されています。

この計画では、4つのキーワードを踏まえながら、地域福祉の推進により目指すべき地域社会の将来像を「多様な価値観を尊重しながら、地域全体で安心と自立を支える共生社会」とし、これを計画の理念とします。

※「市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画策定指針の在り方について（1人ひとりの地域住民への訴え）平成14年1月28日・社会保障審議会福祉部会」（国策定指針）から引用。

【多様な価値観の尊重】

地域の特性や、支援をする人と受ける人それぞれのもつ価値観を尊重しながら、そこに住む誰もが個人として尊厳を持って暮らせるような地域を目指すこと

【住民参加】

地域住民すべてにとっての福祉の実現を目指すため、福祉や関連する様々な生活課題を住民自らの問題としてとらえ、主体的に参加し、地域全体で行動すること

【安心と自立】

住民が社会的に孤立することなく安心して暮らしながら、誰もが地域社会の構成員として社会に参画し、自立できる地域の姿

【共生社会】

地域社会に生きる一人ひとりの差異や多様性を認め合い、すべての人が社会の構成員として包み支え合う（ソーシャル・インクルージョン）視点に立った地域社会

(2) 施策体系

本県地域福祉推進の施策

社会福祉法・国策定指針 (盛り込むべき3つの施策)

(1) 支え合いの地域力を高める「地域づくり」

- ① 市町村地域福祉計画の実践支援
- ② 地域での支え合い活動の発展支援

(2) 地域福祉を担う「人づくり」

- ① 支え合う「福祉」の意識の啓発
- ② 地域での支え合い活動を担う人材の育成
- ③ 福祉を担う人材の確保・資質の向上

(3) 福祉サービスの「基盤づくり」

- ① 福祉サービスの質の向上支援
- ② 専門的相談機関の充実及び広域的・重層的な相談対応ネットワークの整備
- ③ 福祉サービス利用者の権利・利益の保護

I 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項(*) (市町村の地域福祉推進支援)

(指針に記載されている具体的な内容)

- ア 市町村に対する支援
- イ 市町村が実施する広域事業に対する支援
- ウ 都道府県管内の福祉サービスに関する情報の収集及び提供システムの構築
- (その他 都道府県社会福祉協議会の活性化等)

II 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項 (福祉人材の確保・資質の向上)

(指針に記載されている具体的な内容)

- 人材の確保や福祉従事者に対する研修体制の整備等
 - ・社会福祉に従事する者を確保するための養成研修
 - ・社会福祉に従事する者の知識・技術向上のための研修

III 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項 (福祉サービスの基盤整備)

(指針に記載されている具体的な内容)

- 市町村が実施する福祉サービスの相談支援体制及び供給体制の確立のための基盤整備の促進等
 - ・社会福祉法人、非営利法人、民間事業者等への経営指導方策
 - ・サービスの質の評価等の実施方策
 - ・広域的事業及び専門性が高い事業の情報提供及び相談体制の確保
 - ・地域福祉権利擁護事業、苦情解決制度等の実施体制の確保

(*) 「県高齢者安心計画」、「県障がい者支援プラン」、「県障害福祉計画」、「安心して子どもを産み育てることができる岐阜県づくり基本計画」の内容で、「I 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本方針に関する事項」と対象分野が重なるものについては、国指針に基づき、各計画の記載をもって本計画の内容とみなしています。

